

令和5年度 第1回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：令和5年8月1日（火）

午前10時30分～午前11時10分

場 所：大阪府中央区大手前3丁目1番43号

プリムローズ大阪 「鳳凰の間」

議 題

【審議案件】

議第 481 号 北部大阪都市計画区域区分の変更

令和5年度第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ る 者	澤木 昌典	大阪大学名誉教授	出	会長
2		内田 敬	大阪市立大学大学院教授	出	会長代理
3		島田 洋子	京都大学大学院准教授	出	
4		高岡 伸一	近畿大学准教授	出	
5		多々納 裕一	京都大学教授	出	
6		藤田 香	近畿大学教授	出	
7		長谷川 路子	追手門学院大学講師	出	
8		下村 泰彦	大阪公立大学名誉教授	出	
9		中谷 清	一般社団法人大阪府農業会議会長	出	
10		板東 嘉子	大阪商工会議所女性会副会長	出	
11		山本 寛	弁護士	出	
12	関係行政機関 の職員	安東 隆	近畿農政局長	出	代理:農村振興部農村計画課長 後藤 幸雄
13		三浦 章豪	近畿経済産業局長	出	代理:地域連携推進課長 黒木 啓良
14		見坂 茂範	近畿地方整備局長	欠	
15		金井 昭彦	近畿運輸局長	欠	
16		向山 喜浩	大阪府警察本部長	欠	
17	府議会議員	山下 昌彦	府議会議員(維新)	欠	
18		角谷 庄一	府議会議員(維新)	出	
19		木下 昌久	府議会議員(維新)	出	
20		大野 ちかこ	府議会議員(維新)	出	
21		土井 達也	府議会議員(維新)	出	
22		大橋 章夫	府議会議員(公明)	出	
23		山下 浩昭	府議会議員(公明)	出	
24		中井 もとき	府議会議員(自民)	出	
25	市町村の長を 代表する者	辻 宏康	大阪府市長会会長	出	
26		田代 堯	大阪府町村長会会長	出	
27	市町村議会の 議長を代表 する者	小鍛冶 宗親	大阪府市議会議長会会長	出	
28		大西 則宏	大阪府町村議長会会長	出	
29	大阪市長及び 大阪市会議長	横山 英幸	大阪市長	出	代理:計画調整局長 寺本 謙
30		片山 一步	大阪市会議長	出	代理:大阪市会副議長 土岐 恭生

※ 委員30名中26名出席

令和5年度第1回大阪府都市計画審議会 幹事・臨時幹事名簿（大阪府）

令和5年8月1日

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	大阪都市計画局長	尾花 英次郎	出	
2	大阪都市計画局 技監	山田 裕文	欠	
3	大阪都市計画局 副理事	森岡 清高	欠	
4	大阪都市計画局 計画推進室長	上溝 憲郎	出	
5	大阪都市計画局 拠点開発室長	日田 哲也	出	
6	大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課長	木村 佳英	出	
7	政策企画部 危機管理室長	西 俊光	※	代理:幹事(臨時) 防災企画課長補佐 篠崎 篤
8	政策企画部 企画室長	西 島 亨	出	
9	総務部 市町村局 振興課長	藤 原 幹	欠	
10	府民文化部 府民文化総務課長	山田 祐美世	欠	
11	福祉部 福祉総務課長	小牟禮まゆみ	欠	
12	健康医療部 健康医療総務課長	藤 田 浩良	欠	
13	健康医療部 環境衛生課長	木 村 直昭	欠	
14	商工労働部 商工労働総務課長	山 下 陽一	欠	
15	環境農林水産部 みどり推進室長	田 中 武次	※	代理:幹事(臨時) 森づくり課課長補佐 早川 昌宏
16	環境農林水産部 循環型社会推進室長	柏 木 出	欠	
17	環境農林水産部 環境管理室長	小 林 正興	欠	
18	環境農林水産部 農政室長	丹 後 晋哉	※	代理:幹事(臨時) 整備課長 杉田 和繁
19	都市整備部長	谷 口 友英	欠	
20	都市整備部 事業調整室長	宍 戸 英明	※	代理:幹事(臨時) 事業企画課課長補佐 北浦 宏章
21	都市整備部 道路室長	浅 井 敏彦	※	代理:幹事(臨時) 道路整備課課長補佐 伊吹 善仁
22	都市整備部 交通戦略室長	松 本 次朗	欠	
23	都市整備部 河川室長	小 池 重一	※	代理:幹事(臨時) 河川整備課主査 浪石 朋治
24	都市整備部 下水道室長	丸 毛 篤也	※	代理:幹事(臨時) 事業課長補佐 遠藤 淳
25	都市整備部 公園課長	難 波 孝行	欠	
26	都市整備部 住宅建築局長	財 部 祐介	欠	
27	都市整備部 住宅建築局 居住企画課長	遠 藤 望	欠	
28	都市整備部 住宅建築局 建築指導室長	牧 田 武一	出	
29	都市整備部 住宅建築局 住宅経営室長	中 迫 悟志	欠	
30	大阪港湾局 理事	坂 田 文郎	※	代理:幹事(臨時) 計画調整担当係長 水谷 泰裕
31	教育庁 教育総務企画課長	西 田 修	※	代理:幹事(臨時) 教育総務企画課主任指導主事 藤原 崇
32	教育庁 施設財務課長	鳥 井 昭宏	※	代理:幹事(臨時) 施設財務課長補佐 仲本 充徳
33	教育庁 文化財保護課長	稲 田 信彦	※	代理:幹事(臨時) 文化財保護課主査 木村 啓章
34	警察本部 交通規制課長	左 近 昭紀	※	代理:幹事(臨時) 交通規制課管理官 藤岡 基樹

令和5年度 第1回大阪府都市計画審議会 臨時幹事名簿(市)

令和5年8月1日

番号	職 名	氏 名	関連議案番号	出欠
1	箕面市みどりまちづくり部長	松政 秀史	議第481号	出

目 次

1	開会	1
2	議第481号「北部大阪都市計画区域区分の変更」について	5
3	閉会	19

1 開 会

(午前10時30分 開会)

【司会】 お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます大阪都市計画局計画推進室計画調整課の宮崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、委員数30名のうち26名の委員に御出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしており、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開会に当たりまして、大阪府大阪都市計画局長尾花より御挨拶を申し上げます。

【大阪都市計画局長 尾花】 おはようございます。大阪都市計画局長の尾花でございます。

令和5年度第1回大阪府都市計画審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また暑い中、本審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、開催日時の調整に当たりまして、皆様の御協力を賜りました結果、本日、本審議会を開催できる運びとなりましたことを重ねて御礼申し上げます。

さて、大阪都市計画局では、昨年12月に大阪が東西二極の一極としてさらに成長、発展していくため、2025年の万博開催を経て2050年を見通した大阪のまちづくりの方向性として「大阪のまちづくりグランドデザイン」を策定したところがございます。今年度は、この「大阪のまちづくりグランドデザイン」のを実行段階に移す年となっておりまして、行政や民間企業、地元の皆様など、多様な主体との連携の下、それぞれの力とノウハウを結集し、大阪のまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

本日の案件をはじめ、本都市計画審議会にて御審議を賜ります案件は、今後、大阪のまちづくりの推進におきましても、まちを形成する重要な要素となるものであり、本都市計画審議会は非常に重要な役割を担っているものと認識をしております。

結びになります。委員の皆様には忌憚のない御意見、御議論を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】 ありがとうございます。

では、本日審議会に御出席いただいております委員の皆様の紹介をさせていただきます。

まず、学識経験者の委員の皆様を御紹介いたします。澤木委員でございます。

【澤木 会長】 澤木でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 内田委員でございます。

【内田 委員】 内田です。よろしくお願いいたします。

【司会】 島田委員でございます。

【島田 委員】 島田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 高岡委員でございます。

【高岡 委員】 高岡です。よろしくお願いいたします。

【司会】 多々納委員でございます。

【多々納 委員】 多々納です。よろしくお願いいたします。

【司会】 藤田委員でございます。

【藤田 委員】 藤田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 長谷川委員でございます。

【長谷川 委員】 長谷川です。よろしくお願いいたします。

【司会】 下村委員でございます。

【下村 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 中谷委員でございます。

【中谷 委員】 中谷と申します。よろしくお願いいたします。

【司会】 板東委員でございます。

【板東 委員】 板東です。よろしくお願いいたします。

【司会】 山本委員でございます。

【山本 委員】 山本でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、大阪府議会議員の委員の皆様を御紹介いたします。角谷委員でございます。

【角谷 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 木下委員でございます。

【木下 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 大野委員でございます。

【大野 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 土井委員でございます。

【土井 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 大橋委員でございます。

【大橋 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 山下浩昭委員でございます。

【山下浩昭 委員】 山下でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】 中井委員でございます。

【中井 委員】 中井でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【司会】 なお、お配りした配席表には山下昌彦委員の記載がございますが、急遽御欠席との御連絡をいただいております。

次に、行政機関の委員の皆様を御紹介いたします。近畿農政局長代理の後藤委員でございます。

【後藤 委員】 後藤です。よろしくお願ひ申し上げます。

【司会】 近畿経済産業局長代理の黒木委員でございます。

【黒木 委員】 よろしくお願ひ申し上げます。

【司会】 大阪府市長会会長の辻委員でございます。

【辻 委員】 辻といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

【司会】 大阪府町村長会会長の田代委員でございます。

【田代 委員】 田代でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【司会】 大阪府市議会議長会会長の小鍛冶委員でございます。

【小鍛冶 委員】 小鍛冶でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】 大阪府町村議長会会長の大西委員でございます。

【大西 委員】 大西でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【司会】 大阪市長代理の寺本委員でございます。

【寺本 委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 大阪市会議長代理の土岐委員でございます。

【土岐 委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 次に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせて

いただきます。

お手元の配付資料一覧を御覧ください。

1点目、「配付資料一覧」及び「委員配席図」です。

2点目、大阪府都市計画審議会条例及び規則。

3点目、「議題」及び「付議案件一覧」。

4点目、「委員名簿」及び「幹事名簿」。

5点目、右上に資料1と書かれました「令和5年度第1回大阪府都市計画審議会議案書」。

6点目、同じく右上に資料2と書かれました「令和5年度第1回大阪府都市計画審議会資料」。

以上6点について、不足等ございませんでしょうか。

ございませんようであれば、それでは審議に入らせていただきます。

以降の議事につきましては、大阪府都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、「会長が当審議会の議長となる」と定められておりますので、澤木会長に議事進行をお願いしたいと思っております。

澤木会長、よろしく願いいたします。

【澤木 会長】 それでは、議事を進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

本日の審議案件ですけれども、議第481号「北部大阪都市計画区域区分の変更」、これのみとなっております。この件につきまして、最初に幹事より説明をいたします。よろしく願いいたします。

1 議第481号「北部大阪都市計画区域区分の変更」について

【幹事 木村計画調整課長】 大阪都市計画局計画推進室計画調整課の

木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第481号「北部大阪都市計画区域区分の変更」について御説明いたします。

議案書の1ページから3ページ、議案書資料の1ページから3ページに記載しておりますが、前方のスクリーンで御説明いたします。

区域区分は、都市計画区域において無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために設定するもので、一般的に線引きと呼ばれております。

区域区分の変更は、一斉見直しと随時編入、いわゆる保留解除の2種類があり、このうち一斉見直しは、大阪府ではおおむね5年に一度見直しを実施しており、直近では令和2年10月に第8回の一斉見直しを実施し、7地区を市街化区域に編入いたしました。

随時編入は、一斉見直しと合わせて、今後5年以内に事業実施が見込まれる区域を保留区域として設定しており、計画的かつ良好な開発事業や土地利用の計画が明確になった時点で都市計画の手続を進め、市街化区域に編入することとしております。

この保留区域のうち、今回新たに市街化区域へ編入する区域は、箕面市川合・山之口地区でございます。

初めに、川合・山之口地区の位置を御説明いたします。

川合・山之口地区は、箕面市域の東端、茨木市との市域境に位置します。地区内には主要地方道 茨木摂津線が通っており、この道路を經由して国道171号、名神高速道路、新名神高速道路へのアクセスも容易であり、市域においても非常に交通利便性に優れたエリアに位置しております。

また、北側に隣接する区域は、箕面市都市計画マスタープランにおいて、生活・文化拠点に位置づけられております。

当該地周辺は、地区の北部、西部が市街化区域となっており、南部及び

東部は市街化調整区域となっております。

次に、市街化区域への編入要件について、御説明いたします。

市街化区域への編入要件は、平成30年2月策定の「第8回 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」に規定しており、5つの要件を全て満たす場合に市街化区域へ編入するものとしております。

5つの要件とは、1点目、市町村都市計画マスタープラン等の上位計画に位置づけられている区域であること。2点目、主要な幹線道路沿道の区域、または地域の生活拠点からの徒歩圏の区域。ただし、住居系土地利用は、生活拠点からの徒歩圏に限るものであること。3点目、現行の市街化区域に周辺のおおむね4分の1以上が接しており、現行の市街化区域と一体の市街地形成が図られること。4点目、土地区画整理事業や地区計画を定めることにより、計画的な土地利用や都市基盤施設の整備を誘導すること。5点目、災害リスクが高い区域においては対策を講じること、となっております。

当地区については、1点目、当地区は箕面市都市計画マスタープランに「広域沿道サービス地」と位置づけられております。2点目、当地区の土地利用について、商業、物流施設など産業系の立地は幹線道路沿道に誘導するとともに、住居系の立地は生活・文化拠点からの徒歩圏に配置することとしております。3点目、編入区域の周囲は、現行の市街化区域に4分の1以上、連担しております。4点目、箕面市において、地区計画や土地区画整理事業などの都市計画を定めることとしており、事業実施が確実にとなっております。5点目、当該地は土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を有していますが、事業実施に合わせて、斜面の切り盛りなど想定される災害リスクの対策を講じる予定にしております。

以上、5つの要件を全て満足していることから、市街化区域へ編入する

ものでございます。

次に、区域界について御説明いたします。

区域界は、原則として、道路、河川などの地形地物で定めることとしており、当該地においては現行の市街化区域界、河川界、行政界、道路界、里道界、水路界などがございます。

現在の土地利用については、区域の大部分を農地が占めており、編入区域の北側を通る主要地方道 茨木能勢線や、区域内を通る勝尾寺川の周囲には、住宅など一部、既に都市的土地利用がなされたエリアがございます。

なお、市街化区域編入後の土地利用計画は、都市計画道路、区画道路、公園、緑地などを適正に配置し、勝尾寺川の北側と南側の一部には既存の住宅を含む住居系の土地利用を、川の南側の大区画には、商業施設、物流施設及び業務施設を、都市計画道路の南側には、沿道商業施設等を誘致する予定となっております。

また、営農継続を希望する方については、地区の東側に集約農地を計画しております。この農地は、生産緑地への指定を図る予定でございます。

これらを実現するため、区域区分の変更に関連して箕面市が決定する都市計画につきましては、5件ございます。

まず、用途地域として、第二種中高層住居専用地域、近隣商業地域、商業地域の指定を行います。

また、建築物の高さの最高限度を設定する高度地区として、第二種中高層住居専用地域には高さ12メートルを最高限度とする第三種高度地区。近隣商業地域には、高さ22メートルを最高限度とする第六種高度地区。商業地域には、高さ31メートルを最高限度とする第八種高度地区の指定を行います。

また、地域の不燃化の促進のため、箕面市においては産業系の土地利用

をする土地について、防火・準防火地域を定めております。当地区については、商業地域については防火地域、近隣商業地域については準防火地域の指定を行います。

次に、土地利用の方針に合わせて、建築物の立地制限等を規定する地区計画を地区全域について定めます。なお、緑地につきましては、箕面市景観計画において、緑化率の最低限度を定めます。そして、当地区境界沿いの既存住宅と河川の一部、主要地方道 茨木能勢線を除いた青色の範囲において、道路や公園等の都市基盤を整備する土地区画整理事業の決定を行います。

これらの計画につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、令和5年7月19日に開催されました箕面市都市計画審議会において、承認されております。

続きまして、これまでの経過について御説明いたします。

都市計画案の作成に当たり、令和5年2月3日から2週間、公述人の募集を行いましたが、公述の申出はございませんでした。

令和5年6月12日から2週間、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。また、箕面市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

議案書及び議案書資料の説明は、以上でございます。

【澤木 会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの幹事からの説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問はございませんでしょうか。

大西委員、どうぞ。

【大西 委員】 すいません、町村議長会会長の大西でございます。

数点お伺いいたします、確認の意味も含めまして。まず、この計画の理由のところに地区計画とございます。先ほどの説明では、地区計画策定予定というふうにお聞きしたように思うんですけども、この変更は地区計画が既に決定していることが条件であるのか、計画策定の予定でもこのような審議ができるのか、それが1点でございます。

もう一点につきましては、同じく説明のほうで農用地がかなりあるというような御説明がございました。農業振興地域の整備に関する法律における農振農用地、俗に青地の手続等の関係、直接この議案には関連がないかと思えますけども、かなりこういう農振農用地の転用については、かなり同意を得るのがなかなか難しいというようなこともございますので、その辺りの経過について御意見をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

【澤木 会長】 大西委員から2点、御質問がございました。幹事いかがでしょうか。

【幹事 木村計画調整課長】 大西委員の御質問につきまして、お答えいたします。

まず、1点目の地区計画の件についてでございます。こちらのほうは策定に向けて手続等が進められている予定をもって、今回上程することができております。ちなみに、先ほど御説明いたしましたとおり、箕面市の都市計画審議会でも、先日御承認をいただいたところでございます。

農用地からの転用につきまして、こちらのほうは農業振興地域ではございませんけれども、関係部局とも調整いたしまして、今回の土地利用につきましては、御了解、御承認いただいているところでございます。以上でございます。

【澤木 会長】 大西委員、よろしいですか。

【大西 委員】 ありがとうございます。

【澤木 会長】 そのほかの委員から御意見、御質問がございましたら
お願いします。

下村委員。

【下村 委員】 資料2、資料を拝見しております。その3ページ、こ
こに計画図を載せていただいております。1つは、こういう計画図はでき
ればスケールを入れておいていただきたいと。寸法が分かりづらいので、
これはぜひお願いしたいと思います。

この図を拝見していると、先ほど編入要件の5つ目に防災の観点、土
砂災害の点はクリアしている、対処されるという御説明がございました。
ここを拝見していると、勝尾寺川の両岸に位置しているところでございま
す。その河川整備状況並びにこの等高線を拝見しておりますと、河岸段丘
上に位置しているように見受けられます。したがって、河川からの越
水、洪水対策をやられて地区計画を設定されていると思うんですが、この
辺の河川の氾濫といいますか、内水氾濫をはじめ、その編入要件の5つ目
に該当する土砂災害など、防災面でどんなふうに検討されてきたのかって
いうところを追加で御説明いただけるとありがたいです。以上です。

【澤木 会長】 御質問ありがとうございます。幹事いかがでしょうか。

【幹事 木村計画調整課長】 まず、図面につきましては、今後御指摘
の点を踏まえて検討してまいりたいと思います。

災害リスクの件につきましては、まず1点目の土砂災害につきましては、
御説明いたしましたとおり、斜面の切り盛りを行うことによって斜面の勾
配を緩和する予定としております。

次に勝尾寺川につきましては、河川管理者と協議をしておりまして、現
状で整備目標を達成する整備を完了しておるということを伺っておりまし

て、浸水災害のほうは問題ないというふうに考えております。以上でございます。

【澤木 会長】 下村委員、よろしいでしょうか。

【下村 委員】 はい、検討されているということがよく分かりました。はい、結構です。

【澤木 会長】 そうしましたら、多々納委員からも手が挙がっておいりましたので、多々納委員、お願いします。

【多々納 委員】 ここで評価すべき内容というのは、やはり要件を満たすかどうかだと思います。この資料は、確信を持ってそうだとと言えるような資料かといわれると、そうではないというふうに判断せざるを得ないのではないかというふうに思います。

特に、土砂災害等の災害リスクの点に関しては、切り盛りをするから安全になると、こういう議論ですが、それはどういう切り盛りをするから安全になると判断されたのかということについて説明も必要であると思えますし、先ほどの河川の話につきましても、例えばどういう整備がなされているのでここでは災害リスクの高い地域に該当しないと言えるのか、判断の根拠を示したうえで明快な説明が求められるのではないのかなと思えますが、この点についてももう少し説明いただけないかと思えます。以上です

【澤木 会長】 幹事、いかがでしょうか。

【幹事 木村計画調整課長】 失礼いたしました。改めて説明させていただきます。

本エリアの災害ハザードリスクにつきまして、当該地と重ね合わせさせていただきますと、こちらとこちらにつきまして土砂災害の黄色の部分イエローゾーン、赤い部分がレッドゾーンっていうふうなことになっておりますので、こちらのほうにつきましては斜面を切り盛りすること、あと、

こちらのほうは山林地になるんですけれども、こちらの南側には緑地帯を設けることによって、本エリアの対応ができるというふうに考えております。こちらにつきましても、同じように土砂を切り盛りすることによって、災害リスクを解消できるというふうに考えております。

こちらの氾濫につきましても、こちらにため池がございまして、こちらの災害リスクがあるというふうなことですけれども、こちらにつきましても埋立てを行うことによってリスク解除を行うようにしております。以上でございます。

【澤木 会長】 河川改修については。

【幹事 木村計画調整課長】 河川改修につきまして、こちら勝尾寺川につきましては30分の1の確率で、現在の河川改修を終えているというふうに河川管理者から聞いておりまして、災害リスクはないものというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

【澤木 会長】 多々納委員、いかがでしょうか。

【多々納 委員】 合わせてお聞きすればよかったのですが、通常、土砂災害の警戒区域とかの指定に際して、下流に人家がないという状況においては調査対象にならないことも多いように聞いておりますが、この場合、このため池上流側の谷筋がたくさんありますが、傾斜も結構きつく見えますけれども、こういったところは土砂災害の関連の、特に土石流関係の調査対象に入っていたのかどうか追加説明いただけませんか。これから新しくそこらを開発し、近隣商業地域として利用されるということを考える、そこについても大丈夫であるということについての御説明も必要かなと思います。

それから、先ほど河川については、30分の1の安全度を確保されているので市街化区域にしてもよいと、こういうふうに判断されているという

理解ですが、これは要するに10分の1以上であれば入れてよいという判断をするということを確認したという理解でよろしいのでしょうか。この2点を教えてもらえればと思います。

【澤木 会長】 はい、幹事いかがでしょうか。

【幹事 木村計画調整課長】 まず、河川災害につきましては、こちらのほうハザードで氾濫リスクは全くないということを確認しております。御指摘のありました土砂災害の件につきましては、委員お示しのとおり、人家がある場合には改めて調査対象となってまいります。現時点では人家がございませんので、リスクがあるところをこういう形でお示したというふうになってございます。以上でございます。

【澤木 会長】 多々納委員、引き続きどうぞ。

【多々納 委員】 そういう状況で許可を出していいのかって、そういう問題だと思うんですね。

要するに開発前提として、ここのため池のところはどういう使い方をするのかってことを、やはりむしろ安全なので大丈夫ですという議論ならまだ分かるんですが、ただここはため池の範囲を超えて土砂が流出する可能性は十分あるだろうなと思えるような地形だろうなと思いますし、そうでないならそれでいいんですけど、その辺については追加的にやはり懸念事項といいますか、許可されるにしましてもここで許可の要件を満たしているかどうか、少しまだはっきりしないところもあるんじゃないかという懸念があったということは、付帯意見として追記いただけるとありがたいかなと思います。

先ほどの説明の中で非常に気になるのは、水害のリスクが全くないって言われますが、そんなことは理論的にあり得ないですね。そういう説明をされるのはよろしくない。言い方を変えれば、都市計画の場合であれば、

10年に一度程度の水害に関しての安全度が確保されていれば、市街化区域に編入してもよいというような通達がずいぶん昔に出ているので、その基準は満たしていますということなら分かります。しかし、それよりも水害のリスクがないなどはありません話なので、そういう発言は撤回してもらわないといけないんじゃないかなと思いました。以上です。

【澤木 会長】 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

【幹事 木村計画調整課長】 失礼しました。リスクが全くないというところは訂正させていただきまして、現時点で検討したところ、ハザードマップ等で確認しましたところ、こちらのほうは水害のリスクが低いというところでございます。

また、現時点では土砂災害につきましても、斜面を緩勾配にすることによってリスクが低減されるというふうに確認しておりますけれども、改めて委員御指摘の面も含めて、事業化に当たってはリスク低減に向けて検討してまいりたい、事業者に伝えてまいりたいと考えております。以上でございます。

【澤木 会長】 多々納委員、よろしいでしょうか。

【多々納 委員】 はい、結構です。対象となっていないところがあるということを理解していただいて、このエリアの中で調査の上、追加的対策が必要であるところがあるなら、特に事業に際しては配慮いただくように御指導いただければと思います。以上です。

【澤木 会長】 はい、ありがとうございます。

内田委員、どうぞ。

【内田 委員】 若干、広域系の話で2点ほど確認をさせていただきたいんですけども、資料2を拝見しています。

1ページのところに表が2つあって、人口フレームとあるんですけど

も、ここで令和7年のところ、目標年次、保留する人口6,000人となっていますけれども、今回保留解除ということでなんぼか動くのかなとも思うんですけども、今回、当該地の配分する人口ですね。これが6,000の内数なのか外数なのか。幾ら動くのであれば動くのかというのが、1つ目の質問です。

それから、もう一点は3ページの計画図というか、先ほど下村委員がおっしゃっていたスケールを入れてもらいたいというのも同意するんですけども、さらに2ページと3ページの間のような、もう少し周辺との関係が分かるような図面がないと、詳細なことについては箕面市さんの都市計画審議会でも議論されているわけですし、府の都計審としてはもう少し全体的な観点からということが必要になってくるかと思えます。

手元のスマホで、Googleさんのおかげで航空写真が見られますので周りの状況を確認したんですけども、この3ページの右側のほうも、行政界を超えていますので、今回ここで切っているというのは分かるんですけども、茨木市のエリアのほうも勝尾寺川とか、府道の茨木能勢線の沿線辺りは、似たような土地利用になっているように見えます。農地が若干残っていて、住居も結構建っているということは、この辺りも近々保留解除、あるいは今保留地になっているのかも分からないんですけども、それとの関係はどうなのかなというのが気になります。

特に、今回集約農地のほうを、この図面でいうと右側、茨木市との境の辺り、これも現状においては茨木市側も農地になっているわけですけども、これとの関係が先ほどの私の可能性に関する質問ですけども、こちら市街化区域に編入するという予定がもしあるようであれば、それとの関係で大丈夫なのかなと。この東側のエリアについてはどんなことになっているのかというのが2つ目の質問です。

【澤木 会長】 幹事いかがでしょうか。

【幹事 木村計画調整課長】 はい、お答えいたします。

1点目の人口フレームの件につきましては、もともと6,500人を設定していたものを今回500人編入いたしまして、6,000人とさせていただきます。

2点目の東側、茨木市側のまちづくりの動きにつきましては、茨木市のほうにも確認しましたがけれども、現時点では特に土地利用転換、まちづくりの動きはないというふうに伺っているところでございます。以上でございます。

【澤木 会長】 内田委員、よろしいでしょうか。

【内田 委員】 はい。

【澤木 会長】 そのほかの委員の方から、御意見、御質問はございますでしょうか、いかがでしょうか。

藤田委員、どうぞ。

【藤田 委員】 すいません、質問というよりは意見なんですけれども、本日の資料ですと、資料2の3のところを御覧いただければと思います。ため池で、先ほどハザードマップを見せていただいた川合池の一番大きな池は、ハザードマップ上、浸水予想区間等々、箕面市で公表されているんですけれども、その左側に2つ、中池と上池があると思うんですが、ため池の管理保全ってとても難しいということは重々承知の上ですが、昨今では生物多様性の観点から、ため池をどのように残していくのかっていう議論も一方ではあります。Google Earth等の地図を見させていただくと、山から下りてきたところで結構人が立ち入れないような状況で、小さなため池に残っているというような形になっておりますので、今回地権者さんとか協議会さんなどでも十分議論されたかと思いますが、ため池をどのよう

にその上を活用する際にも、そういったものを生かせるのかどうか等々の御議論も併せてしていただければと思います。以上です。

【澤木 会長】 はい、ありがとうございます。幹事、いかがでしょうか。何か情報がございましたら。

【臨時幹事 箕面市松政みどりまちづくり部長】 失礼します。箕面市のみどりまちづくり部の松政といたします。よろしく申し上げます。本日の臨時幹事ということで出席させていただいています。

ただいま、委員の御質問にありましたため池の件につきましては、今まきにおっしゃったように、まちづくり協議会で区画整理準備組合というのが今立ち上がっていきまして、そこで市も支援しながら一生懸命話をしていますので、今いただいた意見につきましては引き続き伝えて、どういうふうなことができるか一緒に検討していきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

【澤木 会長】 ありがとうございます。藤田委員、よろしいでしょうか。

そのほか、御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。

議第481号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

多々納委員の御指摘のあった、エリア外の急傾斜地の災害危険性等については、今後きっちりと検討しながら対処していただきたいと思います。

以上で、本日の全ての審議は終了いたしました。

本日の議案につきまして、必要な手続を直ちに事務局において進めさせていただきたいと思っております。委員の皆様方には、円滑な議事の進行に御協力をいただき、ありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

3 閉会

【司会】 澤木会長、議事進行ありがとうございました。本日御審議いただきました御意見を踏まえ、必要な手続を進めてまいります。

以上をもちまして、令和5年度第1回大阪府都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

本日、御出席いただきました委員並びに幹事の皆様、誠にありがとうございました。

（午前 11時10分閉会）